

チェルノブイリ原発事故後25年－被災地からの助言

（同時発表：チェルノブイリ被災地での現地調査報告）

㈱現代経営技術研究所 主任研究員 尾松亮

現研提言－原発被災住民の「移住権」「帰還権」を法律に明記する－

福島県の被災地域からの住民の地域外への自主的移住が続いているいま、早急にチェルノブイリ法に規定された「移住権」の問題を日本でどう扱うかを審議しなければならない。「移住権」とは抽象的な「移住する自由」ではない。移住を希望する一定の被災地住民に対する「住宅保障」「就職支援」「移住資金補助」など一連の補償の約束である。

移住を希望しながらも移住先での住宅や就職の問題が障害となって選択肢がなくなるというケースは避けなければならない。移住先で一定の期間、移住者とその家族が生活を継続していくためには多くの課題があるが、その中でも移住先における就職の問題がカギとなる。

繰り返しになるがチェルノブイリ法の「移住権」を定めた項目には以下の規定がある。

移住先で、職業と職能に従った優先的な雇用。それが無理な場合、本人の希望を考慮して他の職が提供されるか、新たに特別な職業訓練を受ける権利が認められる。職業訓練期間中には定められた平均月収の額が支給される。

実際にロシアの被災地からの移住者のすべてが納得を行く形での就業支援を受けられているわけではない。しかし国が汚染度の基準を定め、その基準を上回る地域からの移住者には法的に「移住権」を認めるという姿勢には学ぶべきところがある。「被災地居住者の権利」および「移住権」が明確に示されてこそ、被災地住民たちは今後の生活を組み立てていく判断基準を得ることができるのだ。

またチェルノブイリ法の「移住権」の規定を参考にするだけでなく、日本では「帰還権」の設定も考えていきたい。ロシアでは被災地からの移住者が一定の期間を経てもとの地域に戻ってくる場合、再度住宅入手の支援や就職支援を受けることはできない。これが移住先で困難に直面し、故郷に戻りたいと願う住民達の選択の足かせとなっている。

日本で被災地域住民の「移住権」を議論する場合、やがて汚染度が下がり復興の条件が整ったもとの地域に「帰る」ことへの支援を定めた「帰還権」とセットで考えていきたい。